

平成 22 年 松本市議会 第 2 回 臨時会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件名	概要	要
第 1 号	松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区整備計画区域が新たに都市計画決定されたことに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 笹部地区地区整備計画区域を追加 3 施行 公布の日 	
第 2 号	市有財産の取得について ((仮称) 県 1 丁目多目的運動広場建設事業用地)	<ol style="list-style-type: none"> 1 (仮称) 県 1 丁目多目的運動広場建設事業用地として県 1 丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 20,451.74 3 取得金額 5 億 5,628 万 7,328 円 4 相手方 (独) 農業生物資源研究所 	
第 3 号	市道の認定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共性及び利用度の高い道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 1 路線 3 認定延長 1,900.00m 	
第 4 号	市道の変更について	<ol style="list-style-type: none"> 1 路線の再編成に伴い、市道を変更するもの 2 変更路線数 1 路線 3 変更延長 490.00m (201.29m → 691.29m) 	
報告 第 1 号	松本市市税条例の一部を改正する条例について (専決報告)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方税法等の改正に伴い、所要の改正について専決処分したもの 2 改正の主な内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 給与所得者等の扶養親族申告書に係る規定の追加 ② 65 歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者の給与からの特別徴収に係る規定の追加 ③ たばこ税の税率の引上げ 3 施行 22.4.1 等 4 専決処分 22.3.31 	

<p>報 告 第 2 号</p>	<p>松本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (専決報告)</p>	<p>1 地方税法等の改正に伴い、所要の改正について専決処分したものである</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>① 非自発的失業者に対する保険税軽減措置に係る規定の整備 前年の給与所得を100分の30として算定</p> <p>② 後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった者の保険税軽減措置の延長</p> <p>3 施 行 22. 4. 1等</p> <p>4 専決処分 22. 3. 31</p>
----------------------	---	---

2 報告

- ① 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 3件
 - ア 自動車事故にかかわるもの 2件
 - イ その他事故にかかわるもの 1件